

播磨町の入札制度改革

はじめに

公共工事は、経済活動や国民生活を営むうえで基礎となる社会資本の整備を行うものであり、発注者の国・地方公共団体は、適正な施工を確保するとともに、社会資本の整備を効率的に推進する責務があります。

しかしながら、全国的に見ると、個々の入札及び契約の手続きにおいて、業者選定・業者間の談合・不良施工など多数の問題が指摘されており、公共事業に対する住民の信頼を損ねることとなり、同時に、建設業の健全な発展にも悪影響を与えているところであります。

このような状況を改善するため、平成13年4月1日に国や地方公共団体を通じて、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため、透明性の確保・公正な競争の促進・不正行為排除の徹底・工事の適正な施工の確保を基本原則とした「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されました。

また、同時にこの法律に基づき、発注者が今後取り組むべきガイドラインとして「適正化指針」が策定されました。この「適正化指針」では、入札方法については一般競争入札を適正に実施することや公募型指名競争入札の活用を図ること等により、透明性・競争性を高めるよう定められています。

このような情勢下、播磨町においては、低入札価格制度の導入、現場説明会の廃止、予定価格の事後公表、工事検査員の配置等さまざまな改善策を実施してきたところです。さらにこの度、「入札制度の見直しについて」町長の諮問を受け、行政の近代化に関する調査研究班を構成し、第3次播磨町総合計画の目標である「古代から輝く未来へ！ みんなでつくるまち はりま」にふさわしい、先進的で公明な入札制度の構築を目指すとともに、住民から信頼が得られる公共事業の推進と、建設業等の健全な発展を図るために「入札制度改革」について審議、検討いたしました。

播磨町の入札制度改革の基本原則

発注者である町は、公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう品質を確保すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること、また適正な手続きにより公共工事を実施することが責務であり、こうした責務を的確に果たしていくために播磨町が一体となり入札制度改革に取り組むことが不可欠であります。

改革にあたり「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を尊重し、次の4つの基本原則に基づいて実施していくものとします。

- 1．入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保
- 2．入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者間の公正な競争の促進
- 3．入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底
- 4．契約された公共工事等の適正な施工の確保

播磨町の入札制度改革5つの視点

播磨町の入札制度改革は、4つの基本原則により、以下の5項目を視点としています。

情報の公開
競争性の確保
公正（公平）性の確保
不正行為の防止
適正な施工の確保

以上の5項目の視点からそれぞれ現状と問題点を認知・検証するとともに改革の指針を考察し、検討を重ね入札制度改革を実施します。